運営指導を受ける事業者様自身にて、各項目の適否について☑を付け、提出してください。

**船橋市　指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）**

|  |  |
| --- | --- |
| 運営指導年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| 事業者（法人）名 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所指定番号 |  |
| 事業所の所在地 | 〒　　　－　　　　 |
| 管理者 |  |
| サービス提供責任者 |  |
| 資料作成者 | 職・氏名 |  |
| 連絡先 |  |

指導調書における表記等について

Ａ．省略表記

１．「法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」をいう。

２．「基準省令」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)」をいう。

３．「基準条例」とは、「船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年船橋市条例第24号）」をいう。

また、人員基準としては、平成18年9月29日付け厚生労働省告示第538号で、居宅介護等を提供できる資格者を規定しているほか、二人の居宅介護を行う要件を定める厚生労働省告示第546号にも留意すること。

４．「契約支給量」とは、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量をいう。

５．「費用算定基準告示」「告示」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）」をいう。

　　なお、関連告示として、同日付第539号告示において、一単位の単価及び級地区分毎に乗ずる割合が示されている。

　　また、告示第538号の資格毎に算定できる報酬額（70％から100％）が変動することとなっており、「費用算定基準告示」の別表注意書きに留意する必要がある。

６．「解釈通知」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付け障発1206001号）」をいう。

Ｂ．読み替え

指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者、指定行動援護事業者については、指定居宅介護事業についての表記は、原則として指定重度訪問介護事業、指定同行援護事業、指定行動援護事業に読み替えるものとする。

Ｃ．根拠条文について

　　「根拠条文及び市処理欄」に記載のある§以降の番号は、基準条例等の根拠条項を示したもの。

　　例：基準省令第5条第1項第1号(ｱ)　→　§5①⑴(ｱ)

　　　　基準条例第5条第1項第1号(ｱ)　→　条§5①⑴(ｱ)

　　　　　　　法第5条第1項第1号(ｱ)　→　法§5①⑴(ｱ)

| **実地指導項目** | **適否** | **根拠条文等****及び市処理欄** |
| --- | --- | --- |
| **第１　基本方針（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しているか。 | □適□否 | §3①□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めているか。 | □適□否 | §3②□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | □適□否 | §3③□A　□B |
| ⑷　指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | □適□否□該当無 | §4①□A　□B |
| ⑸　重度訪問介護の事業は、上述の外、外出時における移動中の介護も同様に適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | □適□否□該当無 | §4②□A　□B |
| ⑹　同行援護の事業は、視覚障害により移動に著しい困難を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において利用者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | □適□否□該当無 | §4③□A　□B |
| ⑺　行動援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | □適□否□該当無 | §4④□A　□B |
| **第２　人員に関する基準****◆従業者の員数（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定居宅介護事業者が、指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。なお、指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を行う場合には、当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。 | □適□否 | §5①□A　□B |
| ⑵　従業者は【別表１】に該当する要件を満たしているか。 | □適□否 | §5①□A　□B |
| **◆サービス提供責任者（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従事者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。（管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。）　　なお、指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を行う場合には、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、事業の規模に応じて1以上で足りるものとする。 | □適□否 | §5②□A　□B |
| ⑵　常勤換算方法により、サービス提供責任者を配置している場合には、算出されるサービス提供責任者の数から1を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置しているか。　　なお、6人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、算出されるサービス提供責任者の数に2を乗じて3で除して得られた数（一の位に切り下げた数）以上の常勤のサービス提供責任者を配置しているか。 | □適□否 | §5②□A　□B |
| ⑶　非常勤職員であるサービス提供責任者を配置している場合には、当該事業所における勤務時間は常勤者の2分の1以上となっているか。（32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。） | □適□否 | §5②□A　□B |
| **◆管理者（居・重・同・行）** |  |  |
| 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）　なお、指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を行う場合には、当該事業所に置くべき管理者が、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の管理者の業務を兼務することは差し支えない。 | □適□否 | §6□A　□B |
| **第３　設備に関する基準** |  |  |
| **◆設備及び備品等（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。 | □適□否 | §8□A　□B |
| ⑵　事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。 | □適□否 | §8□A　□B |
| ⑶　指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。 | □適□否 | §8□A　□B |
| **第４　運営に関する基準** |  |  |
| **◆内容及び手続きの説明及び同意（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定居宅介護事業者は、支給決定障害者が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明しているか。また、サービス提供の開始について利用者の同意を得ているか。 | □適□否 | §9①□A　□B |
| ⑵　指定居宅介護事業者は、社会福祉法第77条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | □適□否 | §9②□A　□B |
| **◆契約支給量の報告等（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、契約支給量、その他必要事項を利用者の受給者証に記載しているか。 | □適□否 | §10①□A　□B |
| ⑵　契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えていないか。 | □適□否 | §10②□A　□B |
| ⑶　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | □適□否 | §10③□A　□B |
| ⑷　指定居宅介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合も⑴～⑶に準じて取り扱っているか。 | □適□否 | §10④□A　□B |
| **◆提供拒否の禁止（居・重・同・行）** |  |  |
| 指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではいないか。特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 | □適□否 | §11□A　□B |
| **◆連絡調整に対する協力（居・重・同・行）** |  |  |
| 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力しているか。 | □適□否 | §12□A　□B |
| **◆サービス提供困難時の対応（居・重・同・行）** |  |  |
| 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | □適□否 | §13□A　□B |
| **◆受給資格の確認（居・重・同・行）** |  |  |
| 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | □適□否 | §14□A　□B |
| **◆介護給付費の支給の申請に係る援助（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | □適□否 | §15①□A　□B |
| ⑵　指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | □適□否 | §15②□A　□B |
| **◆心身の状況等の把握（居・重・同・行）** |  |  |
| 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | □適□否 | §16□A　□B |
| **◆指定障害福祉サービス事業者等との連携（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □適□否 | §17①□A　□B |
| ⑵　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □適□否 | §17②□A　□B |
| **◆身分を証する書類の携行（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき指導をしているか。 | □適□否 | §18□A　□B |
| ⑵　書類等には、当該指定居宅介護事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。 | □適□否 | §18□A　□B |
| **◆サービスの提供の記録（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度に記録しているか。 | □適□否 | §19①□A　□B |
| ⑵　指定居宅介護事業者は、上記⑴による記録に際しては、利用者から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けているか。 | □適□否 | §19②□A　□B |
| **◆指定居宅介護事業者が利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | □適□否 | §20①□A　□B |
| ⑵　上記⑴により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者等に説明し、その同意を得ているか。ただし、次項目の⑴から⑶までに掲げる支払については、この限りでない。 | □適□否 | §20②□A　□B |
| **◆利用者負担額等の受領（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払いを受けているか。 | □適□否 | §21①□A　□B |
| ⑵　指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | □適□否 | §21②□A　□B |
| ⑶　指定居宅介護事業者は、上記⑴及び⑵の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を行う場合は、それに要した交通費の額以外の支払を支給決定障害者等から受けていないか。 | □適□否 | §21③□A　□B |
| ⑷　指定居宅介護事業者は、上記⑴、⑵及び⑶の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。 | □適□否 | §21④□A　□B |
| ⑸　指定居宅介護事業者は、上記⑶の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。 | □適□否 | §21⑤□A　□B |
| **◆利用者負担額にかかる管理（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。 | □適□否 | §22□A　□B |
| ⑵　⑴の場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | □適□否 | §22□A　□B |
| **◆介護給付費の額に係る通知等（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者にかかる介護給付費の額を通知しているか。 | □適□否 | §23①□A　□B |
| ⑵　指定居宅介護事業者は、基準省令第21条第2項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | □適□否 | §23②□A　□B |
| **◆指定居宅介護の基本取扱方針（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。 | □適□否 | §24①□A　□B |
| ⑵　指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | □適□否 | §24②□A　□B |
| **◆指定居宅介護の具体的取扱方針（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定居宅介護の提供に当たっては、個別支援計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。 | □適□否 | §25⑴□A　□B |
| ⑵　指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | □適□否 | §25⑵□A　□B |
| ⑶　指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しているか。また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。 | □適□否 | §25⑶□A　□B |
| ⑷　指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 | □適□否 | §25⑷□A　□B |
| ⑸　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。 | □適□否 | §25⑸□A　□B |
| **◆個別支援計画の作成（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　サービス提供責任者は、利用者等の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した個別支援計画を作成しているか。 | □適□否 | §26①□A　□B |
| ⑵　サービス提供責任者は、個別支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該個別支援計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者（「指定特定相談支援事業者等」）に交付しているか。 | □適□否 | §26②□A　□B |
| ⑶　サービス提供責任者は、個別支援計画作成後においても、当該個別支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行っているか。 | □適□否 | §26③□A　□B |
| ⑷　サービス提供責任者は、個別支援計画の変更を行う際も⑴及び⑵に準じて取り扱っているか。 | □適□否 | §26④□A　□B |
| **◆同居家族に対するサービス提供の禁止（居・重・同・行）** |  |  |
| 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはいないか。 | □適□否 | §27□A　□B |
| **◆緊急時等の対応（居・重・同・行）** |  |  |
| 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §28□A　□B |
| **◆支給決定障害者等に関する市町村への通知（居・重・同・行）** |  |  |
| 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | □適□否 | §29□A　□B |
| **◆管理者及びサービス提供責任者の責務（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定居宅介護事業所の管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。 | □適□否 | §30①□A　□B |
| ⑵　指定居宅介護事業所の管理者は、従業者に、基準条例の居宅介護等に関する規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | □適□否 | §30②□A　□B |
| ⑶　サービス提供責任者は、基準省令第26条の「居宅介護計画の作成」に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。 | □適□否 | §30③□A　□B |
| ⑷　サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | □適□否 | §30④□A　□B |
| **◆運営規程（居・重・同・行）** |  |  |
| 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　指定居宅介護の内容及び利用者等から受領する費用の種類とその額⑤　通常の事業の実施地域⑥　緊急時等における対応方法⑦　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合その種類⑧　虐待の防止のための措置に関する事項⑨　その他運営に関する重要事項 | □適□否 | §31□A　□B |
| **◆介護等の総合的な提供（居・重のみ）** |  |  |
| 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を、特定の援助に偏ることなく常に総合的に提供しているか。 | □適□否□該当無 | §32□A　□B |
| **◆勤務体制の確保等（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対し、適切な指定障害福祉サービスを提供できるよう、指定障害福祉サービス事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 | □適□否 | §33①□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、勤務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。 | □適□否 | §33①□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所ごとに、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者による指定障害福祉サービスを提供しているか。 | □適□否 | §33②□A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | □適□否 | §33③□A　□B |
| ⑸　指定障害福祉サービス事業者は、適切な指定障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §33④□A　□B |
| **◆業務継続計画の策定等（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §33の2①□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | □適□否 | §33の2②□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | □適□否 | §33の2③□A　□B |
| **◆衛生管理等（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | □適□否 | §34①□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | □適□否 | §34②□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。① 当該指定障害福祉サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。② 当該指定障害福祉サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③ 当該指定障害福祉サービス事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | □適□否 | §34③□A　□B |
| **◆掲示（居・重・同・行）** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。（当該指定福祉サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、上記の掲示に代えることができる。） | □適□否 | §35①②□A　□B |
| **◆身体拘束等の禁止（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。 | □適□否 | §35の2①□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | □適□否 | §35の2②□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 | □適□否 | §35の2③□A　□B |
| **◆秘密保持等（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | □適□否 | §36①□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、従業者及び管理者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §36②□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ているか。 | □適□否 | §36③□A　□B |
| **◆情報の提供等（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害福祉サービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | □適□否 | §37①□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | □適□否 | §37②□A　□B |
| **◆利益供与等の禁止（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害福祉サービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することは禁止されているが、遵守されているか。 | □適□否 | §38①□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受することは禁止されているが、遵守されているか。 | □適□否 | §38②□A　□B |
| **◆苦情解決（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事務所における苦情を解決するために講ずる措置の概要について、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に提示することを行っているか。 | □適□否 | §39①□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、⑴の苦情を受け付けた場合、その苦情の内容等を記録しているか。 | □適□否 | §39②□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害福祉サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適□否 | §39③□A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適□否 | §39④□A　□B |
| ⑸　指定障害福祉サービス事業所は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害福祉サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適□否 | §39⑤□A　□B |
| ⑹　指定障害福祉サービス事業者は、市町村長から求められた場合、⑶から⑸に係る改善の内容を市町村長に報告しているか。 | □適□否 | §39⑥□A　□B |
| ⑺　指定障害福祉サービス事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条（運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等）の規定により行う調査又はあっせんにできる限りの協力をしているか。 | □適□否 | §39⑦□A　□B |
| **◆事故発生時の対応（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、船橋市に対して速やかに連絡・報告等しているか。　　なお、指定障害福祉サービス事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。 | □適□否 | §40①□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | □適□否 | §40②□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | □適□否 | §40③□A　□B |
| **◆虐待の防止（居・重・同・行）** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。①　当該障害福祉サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　当該障害福祉サービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。③　①②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | □適□否 | §40の2□A　□B |
| **◆会計の区分（居・重・同・行）** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業は、指定障害福祉サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害福祉サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 | □適□否 | §41□A　□B |
| **◆記録の整備（居・重・同・行）** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | □適□否 | §42①□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する以下の諸記録を整備し当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しているか。①　指定障害福祉サービスに関する記録ア　指定居宅介護の提供に係る記録イ　居宅介護計画書ウ　身体拘束等の記録エ　苦情の内容等に係る記録オ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録②　基準省令第29条に規定する市町村への通知に係る記録＜電磁的記録について＞指定障害福祉サービス事業所及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、基準条例の規定において書面で行うこととして規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。また、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）にうち、基準条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、障害者等の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的記録によるものができる。 | □適□否 | §42②□A　□B |
| **◆変更の届出等（居・重・同・行）** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定にかかる事業所の名称及び所在地その他の厚生労働省令（平成18年厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」第34条の23）で定める事項に変更があったとき、又は当該指定居宅介護の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令（同上）の定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 | □適□否 | ＊法§46□A　□B |
| **◆情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの提供を開始しようとするとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報（その提供する情報公表対象サービス等の内容及び情報公表対象サービス等を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を市長に報告しているか。 | □適□否 | ＊法§76-3□A　□B |

**【別表１】従業者（ヘルパー）資格と従事可能サービス**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　サービス　　　　資格 | 告示５３８号第１条※１ | 居宅介護 | 重度訪問介護 | 同行援護 | 行動援護 |
| 身体介護 | (身体介護あり)通院介助 | 家事援助 | （身体介護なし）通院介助 | 通院等乗降介助 |
| 介護福祉士 | **1号** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** | **※7** | **※9** |
| 実務者研修修了者 | **2号** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** | **※7** | **※9** |
| 居宅介護職員初任者研修修了者 | **3号** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** | **※7** | **※9** |
| 介護職員初任者研修修了者※２ | **18号** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** | **※7** | **※9** |
| 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者※３ | **4号** | **30％減算** | **30％減算** | **10％減算** | **10％減算** | **10％減算** | **○** | **※8** |  |
| 重度訪問介護従業者養成研修修了者　 | **5号** | **※6** | **※6** | **10％減算** | **10％減算** | **10％減算** | **○** |  |  |
| 知的障害者外出介護従業者養成研修修了者 | **20号** |  | **30％減算** |  | **10％減算** | **10％減算** |  |  |  |
| 視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者 | **20号** |  | **30％減算** |  | **10％減算** | **10％減算** |  | **※7** |  |
| 全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者 | **20号** |  | **30％減算** |  | **10％減算** | **10％減算** |  |  |  |
| 同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者 | **6号** |  |  |  |  |  |  | **○** |  |
| 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 | **10号** |  |  |  |  |  |  | **○** |  |
| 盲ろう者向け通訳・介助員※４ | **－** |  |  |  |  |  |  | **10％減算** |  |
| 行動援護従業者養成研修修了者　 | **7号** |  |  |  |  |  |  |  | **※10** |
| 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者 | **－** |  |  |  |  |  |  |  | **※10** |
| 生活援助従事者研修修了者※５ | **18の****2号** |  |  | **○** | **○** |  |  |  |  |

※**１**　指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）

※**２**　介護職員基礎研修課程、一級課程（ヘルパー1級）又は二級課程（ヘルパー1級）は介護職員初任者研修を修了した者とみなす（介護保険法施行規則附則（平成24年厚生労働省令第25号）第2条第1項第1号）

※**３**　訪問看護員（ホームヘルパー）三級課程修了者は、障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者に相当する（留意事項通知（第二の2(1)⑨(一)イ））

※**４**　地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（「地域生活支援事業の実施について」平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者をいう。当該者は令和6年3月31日において同行援護の事業を行う事業所の従業者であった場合に限り、令和9年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者とみなす。ただし、同行援護従業者養成研修等を修了していない盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合は10％減算。

※**５**　「生活援助従事者研修修了者」とは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程修了者をいう。

※**６**　身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者。報酬算定にあたっては、所要時間3時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間3時間以上の場合は638単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数。

※**７**　視覚障害を有する身体障害児者の福祉に関する直接支援に1年以上従事した者。

※**８**　10％減算。視覚障害を有する身体障害児者の福祉に関する直接支援に1年以上従事した者。

※**９**　令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日において各研修修了者であって、かつ、知的障害児者又は精神障害者の福祉に関する直接支援に2年以上従事した経験を有する者は行動援護従事者養成研修を修了したものとみなす。

**※10**　知的障害児者又は、精神障害者の福祉に関する直接支援に1年以上従事した経験を有する者。

**【別表２】サービス提供責任者の資格と従事可能サービス**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス資　格 | 居宅介護 | 重度訪問介護 | 同行援護 | 行動援護 |
| 介護福祉士 | **○** | **○** |  | **※3** |
| 実務者研修修了者 | **○** | **○** |  | **※3** |
| 介護職員基礎研修修了者 | **○** | **○** |  | **※3** |
| 訪問介護員(ホームヘルパー)１級課程修了者 | **○** | **○** |  | **※3** |
| 居宅介護職員初任者研修修了者 |  | **※1** |  | **※3** |
| 同行援護従業者養成研修(応用課程)修了者 |  |  | **※2** |  |
| 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者 |  |  | **○** |  |
| 行動援護従業者養成研修修了者　 |  |  |  | **※4** |
| 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者 |  |  |  | **※4** |

※**１**　3年以上介護等の業務に従事したもの。

※**２**　併せて、居宅介護におけるサービス提供責任者のいずれかの資格要件を満たす者又は、居宅介護職員初任者研修修了者であって3年以上の介護等の業務に従事した者。

※**３**　令和3年3月31日において当該資格等を保有し、かつ、知的障害児者又は、精神障害者の福祉に関する直接支援に５年以上従事した経験を有する者。（令和9年3月31日までの経過措置）

※**４**　知的障害児者又は、精神障害者の福祉に関する直接支援に３年以上従事した経験を有する者。